

# 令和 7 年第 6 回守山市農業委員会総会議事録

第 6 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 7 年 6 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 23 号～議第 26 号

議第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対  
し、許可をすることについて

議第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対  
し、許可をすることについて

議第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対  
し、許可をすることについて

議第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係  
る事業計画変更申請に対し、承認をすること

について

報告第 27 号～報告第 30 号

報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

## 2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	10 高橋 謙二
11 服部 重信	12 辰市 祐洋	13 西 直幸
14 大崎 恭義	15 九重 智子	16 千代 博
17 今井 誠二	18 西出 登志和	19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘	21 宇野 正	22 中島 耕治
23 西村 正秋	24 西村 潔	25 山本 麻紀代

26 秋山 新治

3 欠席委員

9番 岡本 良一委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 事務局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 専門員 柿本 勝幸

局 員 指導員 岡田 裕次

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 6 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

最初に報告いたします。本日の総会に傍聴の申出がありました。これにつきましては、「農業委員会に関する法律第 32 条」により、「会議の公開」が規定されておりまして、1 名の傍聴の申出に対し許可いたしました。

については、委員の皆様におかれましては、傍聴人がおられる場合の総会時の報告・質問等の内容に個人名や場所など個人情報が含まれない表現をお願いいたします。

それでは、傍聴者の方、お入りください。

(傍聴者 1名 入室)

傍聴者 守山市〇〇〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇

○議 長

傍聴者に申し上げます。

配布しました、「傍聴される皆さんへ」を順守お願いします。

○議 長

それでは、令和7年第6回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件3件、その他案件1件、報告案件4件の合計8件でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

23 番 西村 正秋 委員

24 番 西村 潔 委員

を指名いたします。

## ○議 長

それでは、議題に入ります。議第 23 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

## ○書 記

朗読いたします。議第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

## ○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

## ○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 23 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 1 ページ、位置図は PDF の 2 ページからとなります。

これは、農地の今までの権利移動を行うことについて

の許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、5件でございます。

### 1番の案件です。(位置図 3/23)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番○○ 387  
平方メートルの畠です。

譲渡人は、広島市○○区○○○○○ ○丁目○○番○号  
○○ ○○ さん○○歳。譲受人は、○○町○○○○番地  
の○ ○○ ○○ さん○○歳、および○○ ○○ さん  
○○歳です。なお、○○さんと○○さんの関係は、兄妹関  
係になります。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受  
人の現在の経営面積は、6アール、通作距離は、自宅の隣  
接地ということですので、0キロメートルとなっておりま  
す。

### 2番の案件です。(位置図 4/23)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○番 1,086 平  
方メートルの田です。

譲渡人は、○○町○○○○番地○ ○○ ○○ さん○○

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、8.1 アール、通作距離については、実際の生活の本拠地として、草津市○○町で生活をしておられるとのことですので、11 キロメートルとなっております。

3番の案件です。(位置図 5/23)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,111 平方  
メートルの田、および〇〇〇番〇 1,248 平方メートルの田、  
2 筆合計で 2,359 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん〇〇  
歳。譲受人は、京都市〇〇区の〇〇 〇〇 さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、8.1 アール、通作距離は 11 キロメートルです。

4番の案件です。(位置図 6/23)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○番○ 1,147 平方  
メートルの田です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇  
歳。譲受人は、京都市〇〇区の〇〇 〇〇 さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、8.1 アール、通作距離は 11 キロメートルです。

### 5 番の案件です。（位置図 7/23）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,335 平方メートルの田、および〇〇〇番 1,325 平方メートルの田、2 筆合計で 2,660 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん〇〇  
歳。譲受人は、京都市〇〇区の〇〇 〇〇 さんです。  
契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、8.1 アール、通作距離は 11 キロメートルです。

以上の案件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件については、正当に耕作等を実施されるため、該当しません。

第 2 号の法人要件については、個人間の取り引きであり、該当しません。

第 3 号の信託要件についても該当しないこと、また、第

4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

これらのことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第23号の提案理由の説明を終わります。

## ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●●●●委員にお願いします。

## ○●番 ●●●●委員

ただいま説明がありました1番につきましては、譲渡人が遠方にお住まいの方であり、兄妹間で贈与されるもので、現在も譲受人が保全管理をされており、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

## ○議長

続いて、2番から5番の案件は関連がありますので●●●●委員にお願いします。

## ○●番 ●●●●委員

ただいま説明がありました2番から5番につきましては、いずれも〇〇〇〇沿い近くで、当該農地の周辺も田でございますし、譲受人も引き続き耕作をするということですので、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第 24 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 24 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 3 ページ、位置図は 23 分の 8 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 9~10/23 )

申請地は、○○町 ○○○ ○○○番○ 59 平方メートルの畠で、現況は宅地です。申請人は、○○町○○○番地○○ ○○ さん○○歳。土地の持ち分は 2 分の 1 です。

転用の事由は住宅敷地ということで、従来は道路敷でありましたが、昭和 53 年に道路整備が行われた際に道路整備用地外となつたため、以降は隣接の宅地と一体で利用されてこられたもので、新たに工事などが行われるものではありません。なお、所有者のうち、残りの持ち分を所有されている方については、売買となるため、このあと議第 25 号の 3 番でご説明いたします。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 24 号の提案理由の説明を終わります。

## ○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●● ●

●委員から、確認状況を報告いただきます。

## ○●番 ●● ●●委員

ただいま説明のありました 1 番については、現地確認を行い、敷地内の一部が転用出来ていなかつたというところで問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること  
はございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

ただいま説明がありました1番については、5月23日  
に現地確認を行い、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を  
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり  
ませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とす  
ることに決しました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第25号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第25号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第25号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は4ページ、位置図は23分の11ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は4件でございます。

1番の案件です。(位置図 11/23)

申請地は、○○町 ○○ ○○番 102 平方メートルの

畑、同じく〇〇番 95 平方メートルの畑、同じく〇〇番 102 平方メートルの畑で、譲渡人は、〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および〇〇町 〇〇 〇〇番 542 平方メートルの田で、譲渡人は、〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。以上 4 筆合計で 841 平方メートルです。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は賃貸借。転用の事由は駐車場です。申請地は〇〇〇〇が営む〇〇〇〇〇会社の既存駐車場と水路を挟んだ土地で、周囲は宅地や公園に囲まれ、進入路がありません。そのため、令和 3 年に農地転用を行った既存駐車場を通って出入りする計画となっています。既存駐車場は〇〇〇で満杯となっており、今回拡幅しようとされるものです。なお、備考欄に記載のとおり本件は開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考

えます。

2番の案件です。(位置図 15~16/23)

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。（位置図 9～10/23） 4条の図面と同じ。

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 59 平方メートルの畠で、現況は宅地です。譲渡人は、大阪市〇〇区〇〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。土地の持ち分は2分の1です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地の〇〇 〇〇 さんです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は住宅敷地です。議第24号の議案でご説明しました案件と同じですが、土地の所有権の2分の1を有する〇〇 〇〇さんが売買で申請地にお住まいの〇〇 〇〇さんに渡されるため、こちらは第5条の許可となるものです。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

#### 4番の案件です。（位置図 17～18/23）

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,304 平方メートルの田の内 160 平方メートル、譲渡人は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇町〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇



団の農地で、第1種農地となります。第1種農地では、原則として転用の許可ができませんが、本件は一時転用であるため、例外的に許可ができるものです。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第25号の提案理由の説明を終わります。

## ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●●●●委員にお願いします。

## ○●番 ●●●●委員

ただいま説明がありました1番については、進入路のない農地であり、隣接した農地もないことから問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

## ○議長

続いて、2番の案件を●●●●委員にお願いします。

## ○●番 ●●●●委員

ただいま説明がありました2番については、譲渡人は、

以前は野菜栽培をされていましたが、現在は耕作をされておりません。譲受人は、〇〇〇〇を運営されておりその駐車場にされるということで、問題はないと考えます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました3番については、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました4番については、〇〇〇〇〇の〇〇〇のための現場事務所と駐車場にする使用貸借ということで、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

5月23日に現地確認を行い、いずれも問題はないと考  
えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2番の件ですが、相続以前から宅地の通路として使用さ  
れていたようですが、相続手続きの際には無断転用の指導  
はされなかつたのでしょうか。

○事務局

相続手続きにつきましては、届出事項であり農業委員会  
としては、現地確認まで行っているのもではなく、無断転  
用の有無までは把握出来かねます。

○議長

それでは他に質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を

いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第26号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更申請に対し、承認をすることについて

以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第26号の提案理由をご説明申し上げます。

事業地は、令和 6 年第 11 回総会における議第 51 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番の案件で、○○町地先における○○○○○○○○○○が行う○○○○○○○○（○○）における事業計画の変更（拡大）です。

事業地の変更前の土地の所在は議案書の 6 ページから 11 ページに記載しておりますとおり、合計 56 筆 34,890 平方メートルです。

今回事業変更により拡大される土地の所在は、先ほどの議第 25 号の申請 4 番のとおり、3 筆 1,851 平方メートルになり、合計 59 筆 36,741 平方メートルとなります。

変更内容については、議第 25 号 4 番で説明したとおりです。

以上で、議第 26 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「なし」の声あり

○議長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の事業計画の変更を承認することに、ご異議ありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件の事業計画の変更を承認することに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 27 号から第 30 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 27 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による  
届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による  
届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

4 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

6 件の通知です。内容については記載の通りです。

以上です。

#### ○議 長

ご苦労様でした。それでは、続いてその他の報告事項に入ります。

#### ○事務局長

守山市地域農政推進協議会委員の推薦について、市から依頼を受け大島農政委員長を推薦すること、及び同協議会規則の規定により同協議会の会長には農業委員会の会長が就任されることを報告いたします。

また、守山市農業委員会定数等検討委員会の推薦について、第 26 期守山市農業委員の定数を検討することにあたり、市から同委員会の推薦について依頼を受けたことから、秋山会長と山本副会長を推薦することを報告いたします。

#### ○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

———— 「なし」 の声あり ————

## ○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 40 分)

## ○議 長

傍聴人の方に申し上げます。

本日の総会は、これをもって終了いたしましたので、ご退席をお願いします。

(傍聴人 退席)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和7年6月20日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

23番 西村 正秋 委員

24番 西村 潔 委員